資料１

船員保険協議会関係規定

○雇用保険法等の一部を改正する法律（平成19年法律第30号）による改正後の船員保険法（抄）

（船員保険協議会）

第六条　船員保険事業に関して船舶所有者及び被保険者（その意見を代表する者を含む。以下この条において同じ。）の意見を聴き、当該事業の円滑な運営を図るため、協会に船員保険協議会を置く。

２　船員保険協議会の委員は、十二人以内とし、船舶所有者、被保険者及び船員保険事業の円滑かつ適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

３　前項の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

４　船員保険協議会の委員は、再任されることができる。

（船員保険協議会の職務）

第七条　協会の理事長（以下「理事長」という。）は、次に掲げる事項の立案をしようとするときは、あらかじめ、船員保険協議会の意見を聴き、その意見を尊重しなければならない。

一　定款（船員保険事業に係る部分に限る。）の変更

二　健康保険法第七条の二十二第一項に規定する運営規則（船員保険事業に係る部分に限る。）の変更

三　協会の毎事業年度の事業計画並びに予算及び決算（船員保険事業に係る部分に限る。）

四　協会の重要な財産の処分又は重大な債務の負担（船員保険事業に係るものに限る。）

五　その他船員保険事業に関する重要事項として厚生労働省令で定めるもの

２　理事長は、前項各号に掲げる事項については、協会における船員保険事業に係る業務の円滑な運営を確保する観点から、健康保険法第七条の十九第一項の規定により運営委員会（同法第七条の十八第一項に規定する運営委員会をいう。以下同じ。）の議を経なければならない。ただし、前項第二号の運営規則の変更のうち厚生労働省令で定める軽微なものについては、理事長は、運営委員会の議を経ないで行うことができる。

３　第一項各号に規定する事項のほか、船員保険協議会は、船員保険事業に関し、理事長の諮問に応じ、又は必要と認める事項について、理事長に建議することができる。

４　前三項に定めるもののほか、船員保険協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（定款）

第八条　協会の定款には、健康保険法第七条の六第一項各号に掲げる事項のほか、船員保険協議会に関する事項を定めなければならない。

（区分経理）
第九条　協会は、船員保険事業に関する業務に係る経理については、その他の業務に係る経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

（健康保険法の特例）
第十条　第五条の規定により協会が同条各号に掲げる業務を行う場合には、健康保険法第七条の十九第一項第二号中「変更」とあるのは「変更（船員保険事業に関する事項で船員保険法第七条第二項の厚生労働省令で定める軽微なものを除く。）」と、同法第七条の二十中「運営委員会」とあるのは「運営委員会及び船員保険法第六条第一項に規定する船員保険協議会」と、同法第七条の二十八第二項中「決算報告書」とあるのは「予算の区分に従い作成した決算報告書」と、同法第七条の三十七第一項中「健康保険事業」とあるのは「健康保険事業又は船員保険事業」と、同条第二項中「運営委員会」とあるのは「運営委員会又は船員保険法第六条第一項に規定する船員保険協議会」と、同法第七条の四十一中「この法律及びこの法律」とあるのは「この法律及び船員保険法並びにこれらの法律」と、同法第二百七条の二中「第七条の三十七第一項（同条第二項及び第二十二条の二において準用する場合を含む。）」とあるのは「第七条の三十七第一項（船員保険法第十条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）（第七条の三十七第二項（同法第十条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第二十二条の二において準用する場合を含む。）」とする。

健康保険法（大正11年法律第70号）（抄）

（運営委員会の職務）
第七条の十九　次に掲げる事項については、理事長は、あらかじめ、運営委員会の議を経なければならない。
一　定款の変更
二　第七条の二十二第二項に規定する運営規則の変更
三　協会の毎事業年度の事業計画並びに予算及び決算
四　重要な財産の処分又は重大な債務の負担
五　第七条の三十五第二項に規定する役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準の変更
六　その他協会の組織及び業務に関する重要事項として厚生労働省令で定めるもの
2　（略）
3　（略）

（委員の地位）
第七条の二十　運営委員会の委員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（財務諸表等）
第七条の二十八　協会は、毎事業年度の決算を翌事業年度の五月三十一日までに完結しなければならない。
2　協会は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他厚生労働省令で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、これに当該事業年度の事業報告書及び決算報告書（以下「事業

報告書等」という。）を添え、監事及び次条第二項の規定により選任された会計監査人の意見を付けて、決算完結後二月以内に厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

３　（略）

（秘密保持義務）

第七条の三十七　協会の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、健康保険事業に関して職務上知り得た秘密を正当な理由がなく漏らしてはならない。

２　前項の規定は、協会の運営委員会の委員又は委員であった者について準用する。

（厚生労働省令への委任）

第七条の四十一　この法律及びこの法律に基づく政令に規定するもののほか、協会の財務及び会計その他協会に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第二百七条の二　第七条の三十七第一項（同条第二項及び第二十二条の二において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

○雇用保険法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 30 号）附則（抄）

（協会の準備行為に関する経過措置）

第十九条　健康保険法（大正十一年法律第七十号）による全国健康保険協会（以下「協会」という。）は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前においても、協会が管掌する船員保険の事業の実施に必要な準備行為をすることができる。

（船員保険協議会に関する経過措置）

第二十条　協会は、協会が管掌する船員保険の事業の準備のため、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前に、第四条の規定による改正後の船員保険法（以下「平成二十二年改正後船員保険法」という。）第六条第一項に規定する船員保険協議会を置くものとする。

（協会の定款変更に関する経過措置）

第二十一条　協会は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までに、船員保険事業を実施するために必要な定款の変更をしなければならない。

２　協会の理事長（以下「理事長」という。）は、前項の定款の変更の立案をしようとするときは、あらかじめ、船員保険協議会の意見を聴き、その意見を尊重しなければならない。

３　理事長は、第一項の定款の変更に当たっては、運営委員会（健康保険法第七条の十八第一項に規定する運営委員会をいう。以下同じ。）の議を経なければならない。

（協会の事業計画等に関する経過措置）

第二十二条　協会は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までに、同号に掲げる規定の施行の日を含む事業年度に係る船員保険事業に関する事業計画及び予算（次項において「事業計画等」という。）を作成しなければならない。

２　前条第二項及び第三項の規定は、前項の事業計画等の作成について準用する。

（協会の運営規則に関する経過措置）
第二十三条　協会は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までに、船員保険事業を実施するために必要な健康保険法第七条の二十二第一項の運営規則の変更をしなければならない。
２　附則第二十一条第二項及び第三項の規定は、前項の運営規則の変更について準用する。

（疾病保険料率の決定に関する経過措置）
第二十四条　協会は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までに、平成二十二年改正後船員保険法第百二十一条第一項の疾病保険料率（以下この条において「疾病保険料率」という。）を決定しなければならない。
２　協会が疾病保険料率を決定しようとするときは、あらかじめ、理事長が船員保険協議会の意見を聴いた上で、運営委員会の議を経なければならない。
３　理事長は、前項の規定による船員保険協議会の意見を尊重しなければならない。
４　協会が疾病保険料率を決定しようとするときは、理事長は、その決定について厚生労働大臣の認可を受けなければならない。
５　厚生労働大臣は、前項の認可をしたときは、遅滞なく、その旨を告示するとともに、社会保険庁長官に通知しなければならない。

（災害保健福祉保険料率の決定に関する経過措置）
第二十五条　協会は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までに、平成二十二年改正後船員保険法第百二十二条第一項の災害保健福祉保険料率（次項において「災害保健福祉保険料率」という。）を決定しなければならない。
２　前条第二項から第五項までの規定は、前項の災害保健福祉保険料率の決定について準用する。

<u>○船員保険法施行規則の一部を改正する省令（平成21年厚生労働省令第１３２号）による改正後の船員保険法施行規則（抄）</u>

第一章　全国健康保険協会
（船員保険協議会の組織及び運営に関し必要な事項）
第一条　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号。以下「法」という。）第六条第一項に規定する船員保険協議会（以下この条において「船員保険協議会」という。）は、全国健康保険協会（以下この条において「協会」という。）の理事長が招集する。
２　協会の理事長は、船員保険協議会の委員の総数の三分の一以上の委員が審議すべき事項を示して船員保険協議会の招集を請求したときは、船員保険協議会を招集しなければならない。
３　船員保険協議会に委員長を置き、委員の互選により選任する。
４　委員長は、船員保険協議会の議事を整理する。委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を行う。
５　船員保険協議会は、委員の総数の三分の二以上又は法第六条第二項に掲げる委員の各一人以上が出席しなければ、議事を開くことができない。
附　則
（施行期日）
１　この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日

から施行する。

（経過措置）

2　雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第二十条から第二十五条までの規定による船員保険協議会に関し必要な行為を同法第四条の規定による改正後の船員保険法第七条第四項の規定の例により行う場合における同項の厚生労働省令で定める事項については、この省令の規定の例による。